

平成十六年内閣府・法務省令第二号

信託会社等営業保証金規則

信託業法（平成十六年法律第五十四号）第... 証金規則を次のように定める。

（申立ての手続）

第一条 信託業法施行令（平成十六年政令第四百... 以下「令」という。）... 第二項に定める金融庁長官の指... 第二項の登録を受けた者又は法第五十二条第... 店等（令第十二条第一項第一号に規定する本店... の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含... 以下同じ。）に、令第二十条第二項に定め... 第六項に規定する外国信託会社又は法第二... は金融庁長官にそれぞれ提出しなければなら... （申出の手続）

（仮配当表）

第三条 令第十一条第四項の規定による権利の調... 査のため、金融庁長官等は、同条第二項の期間... が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、... これを公示し、かつ、供託者（供託者が法第十... 一条第四項の命令により同条第三項の契約に基... づき信託会社等（法第二条第二項に規定する信... 託会社、同条第六項に規定する外国信託会社、... 法第五十条の第二項の登録を受けた者又は第... 五十二条第一項に規定する承認事業者をいう。... 以下同じ。）のために法第十一条第一項の営業... 保証金の全部を供託している場合にあっては、

当該信託会社等を含む。次条第二項及び第七条... において同じ。）に通知しなければならない。... （意見聴取会）

第四条 令第十一条第四項の規定による権利の調... 査の手続は、金融庁長官等の指名する職員が議... 長として主宰する意見聴取会によって行う。

第五条 議長は、必要があると認めるときは、学... 識経験のある者その他参考人に対し、意見聴取... 会に出席を求めることができる。

第六条 議長は、議事を整理するため必要がある... と認めるときは、意見の陳述又は証拠の提示等... について必要な指示をすることができる。

第七条 議長は、必要があると認めるときは、意... 見聴取会を延期し、又は続行することができる。

第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる... 事項を記載した調書を作成しなければならない。

一 意見聴取会の事案の表示
二 意見聴取会の期日及び場所
三 議長の名及び氏名
四 出席した関係者の氏名及び住所
五 その他の出席者の氏名
六 陳述された意見の要旨
七 口述書が提出された場合にあっては、その旨及びその要旨
八 証拠が提示された場合にあっては、その旨及び証拠の標目

第九条 関係人は、前条の調書閲覧することが... できる。

第十条 信託会社等に係る営業保証金のうちに、... 法第十一条第三項の契約を当該信託会社等と締... 結している者が供託した営業保証金がある場合... には、金融庁長官等は、まず当該信託会社等が... 供託した営業保証金につき配当を実施しなけれ... ばならない。

（配当の実施）

第十一条 金融庁長官等は、配当の実施のため、... 供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二... 十七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の... 二書式により作成した支払委託書を供託所に送... 付するとともに、配当を受けるべき者に供託規... 則第二十九号書式により作成した証明書を交付... しなければならない。

第十二条 金融庁長官等は、第一項の手続をしたとき... は、様式第三による通知書に、支払委託書の写... しを添付して、信託会社等に送付しなければならない。

第十三条 金融庁長官等は、令第十一条第七項の... 規定により有価証券（その権利の帰属が社債、... 株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第... 七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は... 記録により定まるものとされる国債（以下「振... 替国債」という。）を含む。以下同じ。）を換... 替するためその還付を受けようとするときは、供... 託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければ... ならない。

第十四条 金融庁長官等は、有価証券を換替したとき... は、換価代金から換価の費用を控除した額を、... 当該有価証券に代わる営業保証金として供託し... なければならない。

第十五条 前項の規定により供託された営業保証金は、... 第一項の規定により還付された有価証券を供託... した者が供託したものとみなす。

第十六条 金融庁長官等は、第二項の規定により供託... したときは、その旨を書面で前項に規定する者に... 通知しなければならない。

（振替国債については、銘柄、金額等）を記載... した様式第四の承認申請書を金融庁長官等に提... 出しなければならない。

金融庁長官等は、前項の承認申請書の提出が... あった場合（令第十二条第一項第一号に掲げる... 場合に該当することとなったときに前項の承認... 申請書の提出があった場合を除く。）には、次... の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める期... 間を下らない一定の期間内に権利の申出をすべ... きこと及びその期間内に申出をしないときは配... 当手続から除外されるべきことを公示しなけれ... ばならない。

令第十二条第一項第二号の規定による承認... の申請があった場合 六月

前項に規定する権利の申出をしようとする者... は、様式第五による申出書に、権利を有するこ... とを証する書面を添えて、金融庁長官等に提出... しなければならない。

金融庁長官等は、第二項の期間内にその申出... があつた場合には、令第十一条第四項から第六... 項まで及び第三条から前条までの規定に準じて... 当該者に対し営業保証金の払渡しの手続をとら... なければならない。

金融庁長官等は、前三項の手続をしたとき、... 又は令第十二条第一項第一号に掲げる場合に該... 当することとなつたと認められるときは、様式... 第六による承認書を第一項の承認を求めた者に... 交付しなければならない。

第十五条 営業保証金の取戻しをしようとする者... が、供託規則第二十五条第一項の規定により供... 託物払渡請求書に添付すべき書類は、前条第五... 項により交付を受けた承認書をもって足りる。

（営業保証金の保管替え）

第十六条 金銭のみをもって営業保証金を供託し... ている者は、当該営業保証金に係る信託会社等... の本店等の所在地について変更があつたためそ... の最寄りの供託所に変更があり、当該営業保証... 金を供託している供託所に対し、営業保証金の... 供託の保管替えを請求しようとするときは、遅... 滞なく金融庁長官等にその旨を届け出なければ... ならない。

金融庁長官等は、前項の届出があつたとき... は、令第十一条第一項に規定する権利の実行の... 申立てがなされている場合又は令第十二条第二... 項に規定する承認の申請がなされている場合を除

（振替国債については、銘柄、金額等）を記載... した様式第四の承認申請書を金融庁長官等に提... 出しなければならない。

金融庁長官等は、前項の承認申請書の提出が... あつた場合（令第十二条第一項第一号に掲げる... 場合に該当することとなつたときに前項の承認... 申請書の提出があつた場合を除く。）には、次... の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める期... 間を下らない一定の期間内に権利の申出をすべ... きこと及びその期間内に申出をしないときは配... 当手続から除外されるべきことを公示しなけれ... ばならない。

令第十二条第一項第二号の規定による承認... の申請があつた場合 六月

前項に規定する権利の申出をしようとする者... は、様式第五による申出書に、権利を有するこ... とを証する書面を添えて、金融庁長官等に提出... しなければならない。

金融庁長官等は、第二項の期間内にその申出... があつた場合には、令第十一条第四項から第六... 項まで及び第三条から前条までの規定に準じて... 当該者に対し営業保証金の払渡しの手続をとら... なければならない。

金融庁長官等は、前三項の手続をしたとき、... 又は令第十二条第一項第一号に掲げる場合に該... 当することとなつたと認められるときは、様式... 第六による承認書を第一項の承認を求めた者に... 交付しなければならない。

き、当該営業保証金についての供託書正本を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 第一項の届出をした者は、前項の規定により供託書正本の交付を受けた後、遅滞なく、当該営業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の当該信託会社等の本店等の最寄りの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならない。

4 前項の保管替えを請求した者は、当該保管替え手続の終了後、遅滞なく、金融庁長官等に対し、様式第七による届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本を添付して、これを提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、前項の届出書に添付された供託書正本を受領したときは、保管証書を当該保管替えを請求した者に交付しなければならない。

(公示)

第十六条 令第十一条第二項、第四項及び第五項並びに第三条、第七条及び第十三条第二項に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。

2 前項の規定による公示の費用は、申立人(営業保証金の取戻しの場合にあつては、当該取戻しをしようとする者)及び令第十一条第二項又は第十三条第二項に規定する権利の申出をした者の負担とする。

(供託規則の適用)

第十七条 この規則に定めるもののほか、営業保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

附 則

この規則は、平成十六年十二月三十日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一〇日内閣府・法務省令第一号) 抄

(施行期日)

1 この命令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二六日内閣府・法務省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、信託法(平成十八年法律第百八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府・法務省令第六号)

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月八日内閣府・法務省令第一号)

この命令は、平成二十年二月二十五日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月四日内閣府・法務省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二九年三月二三日内閣府・法務省令第一号)

この命令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二四日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

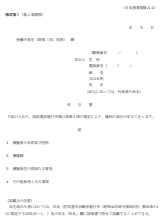
附 則 (令和二年一月二三日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

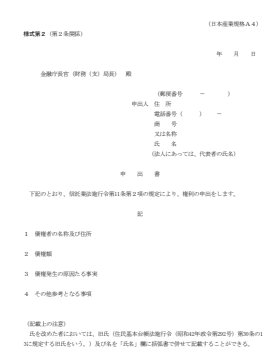
附 則 (令和三年六月三〇日内閣府・法務省令第五号)

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

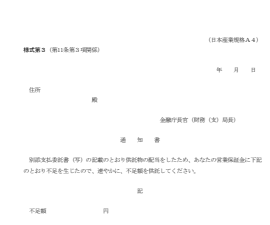
様式第1(第1条関係)



様式第2(第2条関係)



様式第3(第11条第3項関係)



(日本経済新聞社)

様式第4 (第13条第1項関係)

金融庁長官(併せて(支)局長) 宛

「関係者等」 ()

申請者 住 居

電話番号 () -

番 号

又は名称

氏 名

(個人にあっては、代表者の氏名)

重要株主総会承認申請書

下記の通り、目的会社等実業法第3条第3項の規定により、重要株主総会承認の申請を申請します。

1 取得する株式

2 取得しようとする株式の取得

4 取得の目的

取得時期	取得割合	取得金額	取得方式	取得手段	取得申請書類
				買 取	買

5 取得の目的以外の利益目的の達成

取得時期	取得割合	取得金額	取得方式	取得手段	取得申請書類
				買 取	買

6 取得の目的

取得時期	取得割合	取得金額	取得方式	取得手段	取得申請書類
				買 取	買

3 その他参考となる事項

(注) 取得しようとする株式の種類

取得しようとする株式の種類(取得しようとする株式の種類をすべて記す) 取得しようとする株式の取得割合(取得しようとする株式の取得割合をすべて記す) 取得しようとする株式の取得金額(取得しようとする株式の取得金額をすべて記す) 取得しようとする株式の取得手段(取得しようとする株式の取得手段をすべて記す)

取得しようとする株式の種類(取得しようとする株式の種類をすべて記す) 取得しようとする株式の取得割合(取得しようとする株式の取得割合をすべて記す) 取得しようとする株式の取得金額(取得しようとする株式の取得金額をすべて記す) 取得しようとする株式の取得手段(取得しようとする株式の取得手段をすべて記す)

取得しようとする株式の種類(取得しようとする株式の種類をすべて記す) 取得しようとする株式の取得割合(取得しようとする株式の取得割合をすべて記す) 取得しようとする株式の取得金額(取得しようとする株式の取得金額をすべて記す) 取得しようとする株式の取得手段(取得しようとする株式の取得手段をすべて記す)

(日本経済新聞社)

様式第5 (第13条第3項関係)

金融庁長官(併せて(支)局長) 宛

「関係者等」 ()

申請者 住 居

電話番号 () -

番 号

又は名称

氏 名

(個人にあっては、代表者の氏名)

申 出 書

下記の通り、目的会社等実業法第3条第3項の規定により、取得の申請をします。

1 取得者の名称及び住所

2 種類別

3 取得者の内訳

4 その他参考となる事項

(注) 取得しようとする株式の種類

取得しようとする株式の種類(取得しようとする株式の種類をすべて記す) 取得しようとする株式の取得割合(取得しようとする株式の取得割合をすべて記す) 取得しようとする株式の取得金額(取得しようとする株式の取得金額をすべて記す) 取得しようとする株式の取得手段(取得しようとする株式の取得手段をすべて記す)

取得しようとする株式の種類(取得しようとする株式の種類をすべて記す) 取得しようとする株式の取得割合(取得しようとする株式の取得割合をすべて記す) 取得しようとする株式の取得金額(取得しようとする株式の取得金額をすべて記す) 取得しようとする株式の取得手段(取得しようとする株式の取得手段をすべて記す)

(日本経済新聞社)

様式第6 (第13条第4項関係)

重要株主総会承認申請書

1 取得しようとする株式の取得及び住所

2 取得しようとする株式の内訳

4 取得の目的

取得時期	取得割合	取得金額	取得方式	取得手段	取得申請書類
				買 取	買

5 取得の目的以外の利益目的の達成

取得時期	取得割合	取得金額	取得方式	取得手段	取得申請書類
				買 取	買

6 取得の目的

取得時期	取得割合	取得金額	取得方式	取得手段	取得申請書類
				買 取	買

3 取得しようとする事項

(注) 取得しようとする株式の種類

取得しようとする株式の種類(取得しようとする株式の種類をすべて記す) 取得しようとする株式の取得割合(取得しようとする株式の取得割合をすべて記す) 取得しようとする株式の取得金額(取得しようとする株式の取得金額をすべて記す) 取得しようとする株式の取得手段(取得しようとする株式の取得手段をすべて記す)

取得しようとする株式の種類(取得しようとする株式の種類をすべて記す) 取得しようとする株式の取得割合(取得しようとする株式の取得割合をすべて記す) 取得しようとする株式の取得金額(取得しようとする株式の取得金額をすべて記す) 取得しようとする株式の取得手段(取得しようとする株式の取得手段をすべて記す)

取得しようとする株式の種類(取得しようとする株式の種類をすべて記す) 取得しようとする株式の取得割合(取得しようとする株式の取得割合をすべて記す) 取得しようとする株式の取得金額(取得しようとする株式の取得金額をすべて記す) 取得しようとする株式の取得手段(取得しようとする株式の取得手段をすべて記す)

上記の通り申請します。

申 出 書

金融庁長官(併せて(支)局長) 宛

住所

名

